

仕 様 書		令和 6年 度
修繕名称	第8保育所事務室空調設備修繕	
修繕場所	春日部市上蛭田82番地1(第8保育所)	
履行期間	契約確定日から令和6年10月31日まで	
修繕金額	金 円	工 事 価 格 円 消費税及び地方消費税の額 円
修繕概要	<ul style="list-style-type: none"> ○第8保育所事務室の空調設備を更新するため、天井吊型の空調設備を設置すること ○各空調設備の設置に伴う配管工事を実施すること ○各空調設備の設置に伴う電気設備工事を実施すること ○発生材の収集・運搬・処分等適正に処理すること ○その他別添「特記仕様書」による 	

春日部市役所

特記仕様書

・官公署その他への届出 手続き等	(1)工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続き等を遅延なく行う。 (2)(1)の規定する届出手続き等を行うにあたっては、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。 (3)関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。
・発生材の処理等	受注者において、法令等に基づいた適正な処理を行うこと
・養生	構内が汚れる恐れがある場合は、ビニールシート等で養生を行うものとする
・修繕写真	施工前と施工後の写真撮影を行い、整理したものを提出すること
・修繕用 水	構内既存の施設を利用することができる
・修繕用 電力	構内既存の施設を利用することができる
・空調機器更新 ・空調設備	経年劣化により不具合が生じている第8保育所事務室の空調設備を更新修繕すること 新規機器については、以下の機器同等品以上の能力のものとする 室内機 - 天井吊型 2.5馬力×1台 室外機 - 室内機の容量(能力)に合うもの × 1台 リモコン - ワイヤード壁面運転リモコン 機器配置、配線、配管、壁貫通 - 別添の参考資料を参考に、設置する。 設置位置等の決定は、市と協議したうえで決定する ※参考空調設備機器 ダイキン工業株式会社製:SZRH63BYT

特記仕様書

項目	特記事項
・電気設備工 ・壁貫通 ・その他	配線、配管、壁貫通 — 別添の参考資料を参考に、設置する 配置位置等の決定は、市と協議したうえで決定する 配管工や電気設備工の際に、壁貫通(はつり)を実施する場合は、躯体への影響を最小限にする方法をとること 施工順序・作業日・作業時間等、市、保育所と協議を行うない保育に支障がないようにすること 室内利用者がいる場合は、十分な安全対策を行うこと

第8保育所 平面図 (現空調設備位置図)



第8保育所(鉄骨造 1階建て)

区 分	面 積 (㎡)	区 分	面 積 (㎡)
保育室(3室)	195.8	便所	35.55
乳児室・ほふく室	137.07	調理室	57.8
事務室	26.48	洗濯室	25.83
医務室	12	調乳室	6.48
ロッカー室	10	用務員室	36.9
教材室	8.1	廊下他	161.71